

府中町公共交通協議会規約

（目的）

第1条 府中町公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため、及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に応じた乗合旅客運送サービスの実現に必要なとなる事項について協議を行うため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関すること。
- （2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 協議会は、16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、府中町長が任命し、又は委嘱する。

- （1）府中町職員
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者
- （3）一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者
- （4）鉄道事業者
- （5）住民又は利用者
- （6）国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する職員
- （7）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の意見を代表する者
- （8）道路管理者又はその指名する職員
- （9）広島東警察署長又はその指名する職員
- （10）地域公共交通に関する学識経験を有する者
- （11）前各号に掲げる者のほか、町長が協議会の運営に必要であると認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。
 - (1) 府中町情報公開条例（昭和 58 年条例第 10 号）第 5 条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（意見の聴取）

- 第 7 条** 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

（協議結果の尊重義務）

- 第 8 条** 協議会で協議の整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（分科会）

- 第 9 条** 第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

- 第 10 条** 協議会の庶務は、府中町の公共交通所管課において処理する。

（その他）

- 第 11 条** この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。